

府政防第847号  
平成30年6月27日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備  
に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正について

本日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号。以下「第8次地方分権一括法」という。）が公布され、同法による災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部を改正する規定は平成31年4月1日から施行されることとなりました。改正の概要は下記のとおりですので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）に対し、その周知徹底をお願いします。

この法改正は、平成29年地方分権改革に関する提案募集において、経済情勢の変化による市中金利の低下を受け、市町村が災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能とするための制度改正を行うべきとの提案がなされたことから、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸付けを可能とし、被災者ニーズに応じた貸付けを実施できるよう、必要な措置を講ずるものです。

なお、この法改正の施行について配慮すべき細部の事項は、別途通知する予定として  
います。

記

## 1 改正の概要

災害援護資金の貸付利率について、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、年3パーセント以内で条例で定める率とすること。

（災害弔慰金の支給等に関する法律第10条関係）

## 2 施行期日

第8次地方分権一括法による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する規定は、平成31年4月1日から施行されるものとする。

(第8次地方分権一括法附則第1条関係)

## 3 経過措置

第8次地方分権一括法による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する規定は、施行の日(平成31年4月1日)以後に生じた災害による災害援護資金の貸付けについて適用され、同日前に生じた災害による災害援護資金の貸付けは、なお従前の例によるものとする。

(第8次地方分権一括法附則第2条関係)